

# 環 境 速 報

関係部署へご回覧ください

綴じて利用しましょう

## 第 1 9 2 号

平成29年10月16日発行

- ◇ 環境保全対策実務功労者等の表彰について(募集案内)
- ◇ 会報「サン」第46号原稿募集案内
- ◇ 公害防止管理者等資格認定講習のお知らせ
- ◇ 省エネコラム～『照明・空調の省エネ』～
- ☆ 環境法令改正情報・法改正動向の情報について
- ☆ 公募情報
- ☆ 協会実施・参加事業報告
- ☆ エコアクション21フォローアップセミナー(基礎コース)参加者募集

## 一般社団法人 長野県産業環境保全協会

【エコアクション21長野産環協】



®環境省

エコアクション21  
地域事務局1-001

〒380-0936 長野市大字中御所字岡田131-10 TEL026-228-5886

長野県中小企業会館5階 FAX026-228-5872

<http://www.alps.or.jp/nasankan/> (EA21) <http://www.valley.ne.jp/~ea21nasa/>

### Life and Technology

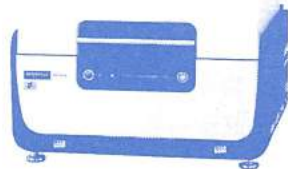
URL : <http://azscience.jp>

自然科学に挑戦し、地域社会の医療業界、産業界への技術革新・研究開発および生命追求科学の進歩に貢献します。

#### 主要営業品目

食品衛生用試薬・消耗品  
 バイオ関連試薬・機材  
 理化学機器・消耗品  
 環境計測・測定器  
 工業計測器  
 光学測定器  
 研究用試薬  
 研究設備  
 分析装置  
 真空機器  
 工業薬品  
 工業資材  
 試験機  
 医薬品  
 病院設備  
 治療用機器  
 臨床検査薬  
 臨床検査装置  
 ネットビジネス  
 フィールドサービス

#### 蛍光X線分析装置 EA1000VX



環境規制物質管理に対応し、高速かつ簡単に有害物質を検査できる蛍光X線分析装置です。測定の高速度と材料判定などの各種新機能により検査効率を大きく向上しました。膜厚測定や貴金属分析などの一般分析にも対応可能です。

EA1000VXは、日立ハイテクサイエンス株式会社の製品です



### アズサイエンス株式会社

本 社 : 長野県松本市村井町西2-3-35 TEL (0263) 58-0021  
 営業所 : 東京・西東京・横浜・小田原・埼玉・千葉・甲府・御殿場  
 宇都宮・高崎・つくば・水戸・仙台・山形  
 新潟・上越・長野・松本・名古屋

# CLEAN PRODUCTS®

●環境管理支援システム●資源化コンサルティング●環境アセスメント●一般計量証明事業●作業環境測定事業●環境計量証明事業●建築物飲料水水質検査  
●ダイオキシン類分析●エコドライブナビゲーションシステム●産業廃棄物の収集運搬・処分・減量化・資源化●環境プラントの開発・設計・施工●生産工程内における酸・金属資源の回収・再生・再利用装置の開発・販売●臭気発生防止対策●発生汚泥の削減提案●有価物のリサイクル●イオン交換樹脂の再生  
●環境機器の設計・製造●産業機器の設計・製造●化成品の開発・販売●環境管理ソフトウェアの開発・販売●土壌汚染・地下水汚染の調査分析・回復計画・回復事業●地下水浄化・廃水処理装置の設計・製造●工場・プラント設備のメンテナンス●汚染設備等の化学洗浄・解体・処理・浄化



総合環境企業

**ミヤマ株式会社**

〒381-2283 長野市稲里一丁目5番地3 TEL.026-285-4166  
<http://www.miyama.net> E-mail:koho@miyama.net

## モノづくりの心を未来へ

私たちSUZUKIが目指すネクストは、ナンバーワンを超越した  
オンリーワンの追求にほかなりません。



**株式会社 鈴木**

〒382-8588 長野県須坂市大字小河原2150-1  
TEL:026-251-2600 <http://www.suzukinet.co.jp/>

【協会員限定】

平成29年10月10日

会 員 各 位

(一社)長野県産業環境保全協会  
会長 登内 英雄

## 平成29年度環境保全対策功労者等 の表彰について(募集案内)

時下益々ご盛栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は当協会の事業運営に対し、多大なご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、下記の区分により例年のとおり表彰申し上げ、日頃のご努力に対し敬意を表したいと存じます。

つきましては、裏面、「環境保全対策功労者等表彰規定」及び「同選考基準」を参照のうえ、下記から申請書類ダウンロードし記載後、書類を事務局宛提出くださいますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 募集区分\*

(2)環境保全対策実務功労者表彰

(3)環境保全対策優良事業所表彰

(4)資源等有効利用モデル事業所表彰

2 申請書類ダウンロード先 ⇒ 協会 HP の「新着情報」(<http://www.alps.or.jp/nasankan/?p=564>)  
からダウンロードしてください。

3 書類提出期限 平成29年12月28日(木)

\*注 募集区分番号は裏面「環境保全対策功労者等表彰規定」に対応しています。

以上

# 環境保全対策功労者等表彰規定

## 1 目 的

産業活動を通じ環境保全に功労のあった者及び他の模範となる環境保全対策を講じている事業所（以下「功労者等」という）を表彰し、もって産業の発展及び生活環境の保全意識の向上に資することを目的とする。

## 2 表彰の対象

多年にわたり環境保全対策に尽力し、その功績が顕著と認められる次の功労者等とする。

- (1) 当協会役員及び技術専門委員
- (2) 当協会会員及び会員に属する個人

## 3 表彰の種別

- (1) 功労役員等表彰
- (2) 環境保全対策実務功労者表彰
- (3) 環境保全対策優良事業所表彰
- (4) 資源等有効利用モデル事業所表彰

## 4 表彰の方法

毎年協会の通常総会の席上、表彰状及び記念品を授与して行う。

## 5 表彰の選考

推薦または申請のあった功労者等について、別に定める「環境保全対策功労者等表彰選考委員会」において選考、決定するものとする。

但し、選考過程において必要に応じ関係方面の意見を聴き決定するものとする。

## 6 選考の基準

別に定める基準によるものとする。

## 7 追 彰

表彰は故人に対しても行うことが出来る。この場合、表彰状及び記念品はその遺族に交付するものとする。

## 8 付 則

この規定は平成 4 年 1 1 月 1 日から適用する。

この規定は平成 5 年 1 0 月 1 日から改正適用する。

この規定は平成 9 年 1 1 月 1 日から改正適用する。

この規定は平成 1 2 年 4 月 1 4 日から改正適用する。

# 環境保全対策功労者等選考基準

## 1 功労役員表彰

- (1) 役員または技術専門委員（以下「役員等」という）として 1 0 年以上在籍し、協会発展に功績のあった者
- (2) 役員等として特に顕著な功績のあった者

## 2 環境保全対策実務功労者

- (1) 公害防止管理者もしくは統括責任者、及び公害防止実務担当者（以下「管理者等」という）として 1 5 年以上公害の防止、産業廃棄物処理対策、その他必要な環境保全対策（以下「環境保全対策等」という）に従事し、功績のあった者。
- (2) 上記・の管理者等であって環境保全対策に従事し、特に顕著な功績のあった者。

## 3 環境保全対策優良事業所

最近の 5 ヶ年以内（それ以前に重大な公害事故等を惹起した会員を除く）に環境保全のための諸法令等に違反することなくその責務を全うし、地域住民から信頼され、かつ地域社会に貢献している事業所。

## 4 資源等有効利用モデル事業所

上記・の要件を満たし、資源の有効利用、産廃の減量化等を積極的に推進し、成果をおさめている事業所

## 5 その他

- (1) 前記・及び・の申請にあたっては、それぞれ一会員一事業所とし、業界団体に所属する事業所にあつては、所属団体の「推薦書」を添付できるものとする。
- (2) 推薦または申請は、別記様式によるものとする。

会員の皆様へ

「会報『サン』第46号原稿募集案内」により原稿を募集いたします。  
会員各位の積極的な投稿をお待ちしています。  
併せて、会報への広告掲載も募集していますのでご協力をお願いします。

## 会報「サン」第46号原稿募集案内

1. 発行日 平成30年1月1日（月）
2. 体裁 A4版表紙カラー印刷約120～150ページ
3. 募集する記事等
  - (1) 記事
    - ①産業環境保全分野の研究、技術、取り組み等の紹介等
    - ②産業環境に関わる新製品等の紹介等
    - ③随想、紀行、俳句、短歌、詩、川柳、漫画などの文芸作品等
    - ④趣味、健康などジャンルを問わないコラム等
    - ⑤会員企業のスタッフ紹介等
  - (2) 表紙写真 会報の表紙に掲載する写真（協会ホームページの写真としても使用）
4. 募集要領
  - (1) 投稿者は原則、協会関係者としますが、産業環境保全対策に係る記事については、会員以外の投稿も歓迎いたします。
  - (2) 記事の目安
    - ①産業環境保全分野の研究、技術、取り組み等の紹介等  
A4版2枚～4枚程度（2,800字～5,600字）
    - ②産業環境に関わる新製品等の紹介等  
A4版2枚～4枚程度（2,800字～5,600字）
    - ③随想、紀行、俳句、短歌、詩、川柳、漫画などの文芸作品等  
A4版1枚～2枚程度（1,400字～2,800字）
    - ④趣味、健康などジャンルを問わないコラム等  
A4版1枚～2枚程度（1,400字～2,800字）
    - ⑤会員企業のスタッフ紹介等  
A4版1枚程度（スタッフ写真＋600字）
  - (3) 表紙写真
    - ①テーマ ご自身で撮影した環境や産業に関連した風景写真等
    - ②大きさ等 概ねA4版以上
    - ③コメント 100字以内で写真のコメントを付記願います。写真紹介欄に掲載します。

④その他 採用の写真は、協会ホームページの冒頭写真としても使用しますので、予めご承知願います。

(4) その他

①原稿は、原稿用紙、電子媒体（CD等）いずれも可です。

②差し支えなければ、執筆者の写真等も送付ください。

③書式指定はありませんが、1ページ：1行39字、36行が目安です。

④送付方法は、「6. 送り先」に、郵送もしくはメール添付で送ってください。

5. 締切日 平成29年11月17日(金)

6. 送り先 〒 380-0936 長野市大字中御所字岡田131-10  
一般社団法人 長野県産業環境保全協会 会報編集係  
TEL 026-228-5886 FAX 026-228-5872  
E-mail ea21nasa@valley.ne.jp

7. その他 ご投稿者に薄謝(図書カード)を差し上げます。  
発行部数 800部(会員、県内自治体、関係団体、関係事業所 等へ配付)

## 広告募集

### 広告料金表

掲載場所等	スペース	料金
会報内・白黒	1 ページ (A4版) (縦 240×横 155mm) *	5 万円
	1 / 2 ページ (A5版) (縦 115×横 155mm) *	3 万円

注1) 料金には消費税が含まれています。

注2) \*印の( )内は枠を付けた場合の目安です。

注3) 広告原稿はなるべく版下で頂ければありがたく存じます。

一般社団法人 長野県産業環境保全協会  
担 当 専務理事兼事務局長 古川雅文  
事務所 〒380-0936 長野市大字中御所字岡田 131-10  
長野県中小企業会館 (5F)  
電 話 026-228-5886 FAX 026-228-5872  
e-mail ea21nasa@valley.ne.jp  
<http://www.alps.or.jp/nasankan/>

# 公害防止管理者等資格認定講習のお知らせ

一般社団法人産業環境管理協会は、本年11月から来年3月にかけて平成29年度の「公害防止管理者等資格認定講習」を行いますので、資格取得希望者の参加をお勧めします。近県の実施場所、講習の区分、実施期間、仮申込締切日、講習案内書請求書請求先はつぎのとおりです。

**【東京・前橋市で受講希望される方の仮申込書の提出先問い合わせ先】**

〒110-0044 東京都千代田区神田鍛冶町二丁目2番1号 三井住友銀行神田駅前ビル6階

一般社団法人産業環境管理協会 公害防止管理者試験センター

電話 03(5209)7713 FAX 03(5209)7718

E-mail: shikenbu@jemai.or.jp

**【名古屋市で受講希望される方の仮申込書の提出先問い合わせ先】**

〒460-0008 名古屋市中区栄二丁目10番19号 名古屋商工会議所ビル6階

一般社団法人産業環境管理協会 中部分室

電話 052(221)1457 FAX 052(231)8219

《開催地別実施予定の注意事項》

一つの講習区分につき、いずれか1回に限定して申し込んでください。

仮申込の審査結果は受講開催日の約2週間前までに送付されます。

\*最少催行人数：15人

\*実施区分の丸数字は、開催地の開催回数を表します。

開催地 (申込先)	実施区分	実施年月日	実施場所	仮申込締切日	講習 定員
東京都 (公害防 止管理 者試験 セン ター)	ダイオキシン類関係	平成29年11月28日(火)～ 12月1日(金)	石垣記念ホール (東京都港区)	平成29年 10月30日(月)	22
	大気関係第2種①	平成29年12月12日(火)～ 12月15日(金)		平成29年 11月13日(月)	160
	大気関係第4種①	平成29年12月12日(火)～ 12月14日(木)			
	水質関係第1種	平成29年12月18日(月)～ 12月22日(金)	産業環境管理協会 (東京都千代田区)	平成29年 11月17日(金)	18
	大気関係第3種①	平成30年1月16日(火)～ 1月19日(金)	石垣記念ホール (東京都港区)	平成29年 12月22日(金)	160
	特定粉じん関係①	平成30年1月16日(火)～ 1月17日(水)			
	一般粉じん関係①	平成30年1月16日(火)～ 1月17日(水)			
	水質関係第2種①	平成30年1月29日(月)～ 2月1日(木)	石垣記念ホール (東京都港区)	平成29年 12月26日(火)	160
	水質関係第4種①	平成30年1月29日(月)～ 1月31日(水)			
	大気関係第4種②	平成30年2月5日(月)～ 2月7日(水)	石垣記念ホール (東京都港区)	平成30年 1月9日(火)	160
	特定粉じん関係②	平成30年2月5日(月)～ 2月6日(火)			
	一般粉じん関係②	平成30年2月5日(月)～ 2月6日(火)			
	水質関係第2種②	平成30年2月13日(火)～ 2月16日(金)			
	水質関係第4種②	平成30年2月13日(火)～ 2月15日(木)			
	騒音・振動関係①	平成30年2月20日(火)～ 2月23日(金)		平成30年 1月22日(月)	160

開催地 (申込先)	実施区分	実施年月日	実施場所	仮申込締切日	講習 定員
東京都 (公害防 止管理者 試験セン ター)	主任管理者	平成30年2月26日(月)～ 3月2日(金)	産業環境管理協会 (東京都千代田区)	平成30年 1月29日(月)	18
	大気関係第1種	平成30年3月5日(月)～ 3月9日(金)	石垣記念ホール (東京都港区)	平成30年 2月5日(月)	160
	大気関係第2種②	平成30年3月5日(月)～ 3月9日(金)			
	大気関係第3種②	平成30年3月5日(月)～ 3月8日(木)		平成30年 2月13日(火)	160
	騒音・振動関係②	平成30年3月13日(火)～ 3月16日(金)			
	水質関係第2種③	平成30年3月27日(火)～ 3月30日(金)		平成30年 2月26日(月)	160
	水質関係第4種③	平成30年3月27日(火)～ 3月29日(木)			
前橋市 (公害防 止管理者 試験セン ター)	騒音・振動関係	平成29年12月4日(月)～ 12月8日(金)	前橋合同庁舎地域防 災センター(前橋市)	平成29年 11月6日(月)	90
	水質関係第2種	平成30年1月23日(火)～ 1月26日(金)	ヤマダグリーンドーム 前橋(前橋市)	平成29年 12月25日(月)	160
	水質関係第4種	平成30年1月23日(火)～ 1月26日(金)			
名古屋市 (中部分 室)	水質関係第2種①	平成29年12月12日(火)～ 12月15日(金)	名古屋栄ビルディン グ (名古屋市東区)	平成29年 11月6日(月)	200
	水質関係第4種①	平成29年12月12日(火)～ 12月14日(木)			
	大気関係第2種	平成30年1月16日(火)～ 1月19日(金)		平成29年 11月24日(金)	200
	大気関係第3種	平成30年1月16日(火)～ 1月19日(金)			
	大気関係第4種	平成30年1月16日(火)～ 1月18日(木)			
	特定粉じん関係	平成30年1月16日(火)～ 1月17日(水)			
	一般粉じん関係	平成30年1月16日(火)～ 1月17日(水)		平成29年 12月25日(月)	150
	騒音・振動関係	平成30年2月13日(火)～ 2月16日(金)			
	水質関係第2種②	平成30年3月13日(火)～ 3月16日(金)		名古屋商工会議所 (名古屋市中区)	平成30年 1月29日(月)
	水質関係第3種	平成30年3月13日(火)～ 3月16日(金)			
水質関係第4種②	平成30年3月13日(火)～ 3月15日(木)				

【案内書及び仮申込書の入手方法】

- 一般社団法人産業環境管理協会ホームページからダウンロード
- 冊子版希望の場合は、試験センター又は分室へ次の2点を送付する。
  - 1 必要部数を書いたメモ
  - 2 住所氏名を明記し、送料分の郵便切手を貼った角型2号(A4サイズ)の封筒

部数	送 料
1	205円
2	250円
3～4	380円
5～9	570円

\*講習区分別の講習受講料については、案内書をご覧ください。



# ～省エネコラム～

## 今回のテーマ 『照明・空調の省エネ』

中村環境コンサルタント事務所 中村秋男\*

前回のコラムでは「儲けにつながる省エネ術」についてお話ししました。一般的に「省エネ法」と言われる法律も正式には「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」です。「省エネ」は単に省くという意味ではありません。エネルギーを合理的に使い無駄を省くという事です。その結果経費が削減できれば「一石二鳥」になります。今回は「照明と空調の省エネ」について考えてみます。

### 1.【照明の省エネ】

工場や事務所の場合照度の基準は決められているのでしょうか？照度の基準って何？そんな質問がすぐに出てきそうですね。そもそも基準がある事を知らない事業所もたくさんあります。「省エネ法」の判断基準ではそれぞれの場所の照度基準を定めて管理する事になっています。JIS 照度基準(JIS Z 9110:2010)を参考にしてください。例えば、工場であれば一般組立は500(ルクス)、設計製図は750(ルクス)など必要な照度が決められています。

それでは照明の目的は何でしょうか？それは①対象物が正しく十分に見える事。②周囲の環境や状況が分かる事です。そこで「タスク・アンビエント照明」を紹介します。「タスク」とは視対象物、「アンビエント」は天井・壁・床など作業者の周辺の意味です。従来照明の考え方は天井照明ですべてまかなう事でしたが、「タスク・アンビエント照明」ではこれを総合的に考えています。実際問題として天候や昼夜で部屋の明るさは変化します。天気の良い日は外からの光を使い夕方から夜は卓上スタンドなどを併用するなど調整する事で合理的な省エネを行う事が出来ます。

最近特に白熱灯や蛍光灯からLEDへの切り替えが進んでいます。また、メーカーは「蛍光灯機器の製造中止」を相継いで発表しております。LEDの性能も年々向上しております。資金的に余裕のある事業者は早めに切り替えましょう。事業所によってはまだ、水銀灯を使用している事業者もありますが、早々LEDに変えたところもあります。今後、この関係の売り込みも多くあると思います。皆様は信頼できる事業者と今後のレイアウト変更や工場の使用目的を考慮して合理的な設備投資計画を作成しましょう。

## 2.【空調の省エネ】

皆さんは「COP」「APF」という言葉を聞いたことがありますか？これは空調機機器の「効率」を示しています。COPは「冷暖房平均エネルギー消費効率」、APFは「通年エネルギー消費効率」のことです。この数値は年々向上しています。10年以上前のエアコンを最新式のエアコンに入れ替えた場合30%～40%の省エネ効果が期待できます。設備投資には大きな決断が必要ですが定期的な設備更新は必要です。「中長期の設備更新計画を作成」して計画的に進める事が必要です。手続きは少し面倒ですが国の補助金を利用すると1/3程度の補助金を利用できます。

設備の入替以外の方法としては「運用管理」があります。基本は「リスト化」です。事務所に1台しかエアコンがない場合は別ですが、何台かある場合は「設備台帳」を作成してフィルターの清掃や熱交換器の点検、室外機の日射遮断などを行うと良いでしょう。エアコンについては「フロン排出抑制法」による簡易点検も義務付けされているのでそれと合わせて管理する事も必要です。

それでは温度はどこの温度を基準としているのでしょうか？基準って？それはエアコンの設定温度でしょ！当たり前ですね。しかしエアコンの設定温度で設定しても場所により暑い、寒いがあります。またエアコンのセンサーが設定器にあるのかエアコンの吸込み・吹出にあるのかによっても違います。室内の温度を計測して適正な温度設定にしましょう。また扇風機やサーキュレータ、シーリングファンなど使用して空気を循環する事も必要です。

これから暖房の時期になります。信州は特に寒さが気になりますね。事務所の床がコンクリートでPタイル（塩化ビニル樹脂など、硬質な素材を使ったプラスチック系床材）などの場合は熱が床から逃げてしまいます。この場合は床にじゅうたんを敷いてみてはいかがでしょうか？机の足元に電気ヒータを入れている例などありますがこれは危険なのでやめてください。代わりにスポンジでアルミ蒸着してあるマットを敷くあったかいです。また、普通ガラスの場合は窓から熱が逃げてしまいますので梱包材のプチプチを貼りましょう。透明の物ですと光も入り快適です。

省エネは「辛く苦しい」ものではなく工夫する事により「快適で楽しい」ものに変える事が出来ます。皆さんも何かできる事から実践してみてください。

\* 中村環境コンサルタント事務所 〒396-0621 長野県伊那市富県 6653 番地

T E L : 0265-72-1728、 F A X : 0265-72-1682 E-mail : [akiomail@ina.janis.or.jp](mailto:akiomail@ina.janis.or.jp)

ボイラ・ヒーター及び熱交換器

熱関連機器の総合メーカー

 株式会社 前田鉄工所

<http://www.maedatekkou.co.jp/>

<本社・長野工場> 〒382-8555 須坂市豊丘 1385-1

TEL 026-246-7301(代) FAX 026-246-7335

<長野営業所> 〒381-0014 長野市北尾張部 105-1

TEL 026-243-3443(代) FAX 026-251-0393

## エコアクション21の認証・登録を！

環境省主導の中小組織向け環境マネジメントシステム  
長野県内認証・登録事業所数300社を目指して

### ●エコアクション21のメリット

- ・大企業のグリーン調達、グリーン購入に対応
- ・中小企業でも容易に取り組める
- ・認証取得コストが安い
- ・環境負荷低減により、コスト削減が可能

【認証・登録の流れ】エコアクション21中央事務局HPより抜粋 (<http://www.ea21.jp/ea21/index.html>)



環境省のエコアクション21ガイドラインに基づいた取組を行います。

取組状況についての審査を受けます。

ガイドラインに基づいた取組が行われていると認められた場合は、中央事務局に認証・登録されます。そして、認証・登録証が発行され、ロゴマークが使えるようになります。

一般社団法人 長野県産業環境保全協会



環境省  
エコアクション21  
地域事務局1-001

〒380-0936

長野市大字中御所字岡田131-10

長野県中小企業会館 5階

TEL 026-228-5886 FAX 026-228-5872

mail ea21nasa@valley.ne.jp

URL <http://www.valley.ne.jp/~ea21nasa>

## 地球環境を守りながらより快適な暮らしを創造するために。

長年にわたって蓄積してきた確かな技術、そして最先端技術を駆使し、水・大気・土壌など、人をとりまくあらゆる環境を調査・分析し、信頼性の高い正確なデータと客観的評価を提供しながら、私たち自身の快適な生活空間の創造にもつながる質の高いコンサルタントを行います。

### 営 業 品 目

- 環境計量調査部門／水質分析・大気環境測定・悪臭測定・土壌分析・環境影響評価  
一般、産業廃棄物分析・騒音レベル測定・振動加速度レベル測定
- 浴槽の衛生管理部門／浴槽のレジオネラ菌分析及びレジオネラ菌対策・温泉水分析及びガス測定
- ビル管理部門／水道水及び地下水分析・室内空気環境測定
- 特殊分析部門／高度の分析手法によるトラブル（不良）の原因等の解析
- 建築・設備診断部門／一般住宅性能診断、室内汚染物質（ホルムアルデヒド、VOC）調査
- 放射能測定部門／放射性核種濃度測定、放射線量測定
- 地下タンク漏洩点検部門／消防法による各種地下タンク及び地下埋設配管等の漏洩点検
- 作業環境測定部門／粉じん濃度測定・石綿濃度測定・等価騒音レベル測定・有機溶剤濃度測定等
- 測量・コンサルタント部門／地上測量全般・応用測量・土木設計・分筆・登記・一般建設業

厚生労働大臣指定検査機関（水道法第20条・第34条）



株式  
会社

## 科学技術開発センター

長野市大字北長池字南長池境 2058-3

TEL 026-263-2010 FAX 026-263-2012

お互いに助け合い、信頼される共済として  
皆様を応援します。!

### 火 災 共 済

☆経営基盤である財産の保全をバックアップします。

### 自動車事故費用共済

☆交通事故による経済的負担をサポートします。

### 医療総合保障共済

☆24時間「健康相談」および「名医」をご紹介します。

### 労働災害補償共済

☆経営の安定化と従業員の安心をサポートします。

### 休業対応応援共済

☆地震、噴火等の被災時に事業継続を支援します。

お問い合わせは、本部または各支部へ

## 長野県火災共済協同組合

〒380-0936

長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館 2 階  
TEL026(228)1174 FAX026(228)7497

本 部	長野市中御所岡田131-10	026(228)1174
中 信 支 部	松本市中央1-23-1	0263(32)0477
諏訪事務所	諏訪市高島2-1201-40	0266(78)4030
南 信 支 部	飯田市主税町3-1	0265(24)7088

# 環境法令改正情報

7月1日～10月6日

## 7月

4日	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律附則に基づく相当指定をした件（同六六七）
6日	国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手續に関するロッテルダム条約への締約国の追加に関する件（外務二三五）
	残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約への締約国の追加に関する件（同二三六）
	有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約への締約国の追加に関する件（同二三七）
18日	食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働二四九）
19日	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（国土交通四五）
	食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働二五二）
25日	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十八条第四項の規定に基づく自主回収の認定取消に関して公示する件（農林水産・経済産業・環境一）
26日	温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を告示する件（同九）
	特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の規定に基づき、電気事業者ごとの特定排出者による他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数及び代替する係数を公表する件（同一〇）
	温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の規定に基づき、電気事業者ごとの調整後排出係数を公表する件（同一一）
31日	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四条第一項の規定に基づき、新規化学物質の名称を公示する件（厚生労働・経済産業・環境七）

## 8月

9日	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件（農林水産・環境四）
10日	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（環境六四）
14日	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（二二二）
18日	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（二二五）
31日	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（経済産業六五）
	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（同六六）
	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件の一部を改正する告示（同二〇四）

# 環境法令改正情報

7月1日～10月6日

## 9月

1日	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令 (二三三)
	食品表示基準の一部を改正する内閣府令(内閣府四三)
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (環境二一)
7日	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第七条の四第一号イ及び びロの規定に基づく主務大臣が定める市町村を定める件(財務・厚生労働・農林水産・経済 産業・環境一一)
19日	経済産業大臣が指定する再生可能エネルギー発電設備の種類及び電気事業者を指定した件 (経済産業二一二)
26日	水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件(環境七〇)
	水質汚濁に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件(同七一)
27日	労働安全衛生法第五十七条の四第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件 (厚生労働三〇九)
28日	電気事業法施行規則等の一部を改正する省令(経済産業七七)

### (参考) 環境省において意見募集中の案件(抜粋) (2017年10月13日現在)

案件名	「モントリオール議定書キガリ改正を踏まえた今後のHFC規制のあり方について(案)」に 対する意見の募集
意見 締切	平成29年11月6日(月)
問合先	環境省地球環境局地球温暖化対策課フロン対策室

案件名	「水質汚濁に係る農薬登録保留基準値(案)」に対する意見の募集
意見 締切	平成29年10月31日(火)
問合先	環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室

\*詳しくは、環境省ホームページ(<http://www.env.go.jp/info/iken/index.html>)をご覧ください。

## 環境法令の法改正動向の情報について

7月から9月に環境省が報道発表した内容や長野県から周知依頼があった中から2項目を紹介します。

### 1 アスベストモニタリングマニュアルの改訂について（7月11日環境省報道発表）

#### （1）背景・経緯

本マニュアルは、環境大気中のアスベスト濃度を測定する上の技術的指針として昭和60年3月に作成し、平成5年12月、平成19年5月及び平成22年6月に改訂を行いました。

従来のアスベストのモニタリング方法では、我が国において使用されていた石綿の大部分がクリソタイルであったことから、位相差顕微鏡法で総繊維数を計数した後、生物顕微鏡法でクリソタイルを除いた繊維数を計数し、両者の差を求めることによって石綿繊維数を測定していました。

しかし、石綿製品の製造等の禁止により、アスベストの発生源としての石綿製品製造工場は全て廃止され、その後はクリソタイル以外のアスベスト繊維が使用されている可能性もある建築物等の解体現場等が主な発生源となることから、平成22年6月の改訂時に、クリソタイルを中心とする従来測定方法を見直し、位相差顕微鏡法により総繊維の計数を行った後、比較的濃度が高い場合には分析走査電子顕微鏡法（A-SEM法）で確認を行うこととしました。また、解体現場等は早いものではその工期が数時間で終わってしまうものもあり、飛散防止のための迅速な測定が必要とされていることから、解体現場において迅速に測定ができる方法を参考資料として紹介しました。

今回の改訂においては、解体現場等からアスベストの漏えいの有無を確認する迅速な測定方法として、従来、参考資料としてマニュアルで紹介していた位相差/偏光顕微鏡法等の測定方法の位置付けを見直し、マニュアルの改訂を行いました。

#### （2）改訂の要点

##### ①「発生源近傍及び集じん・排気装置排出口等における漏えい監視・管理のための測定方法」

に、アスベスト迅速測定法として、位相差/偏光顕微鏡法及び位相差/蛍光顕微鏡法を位置付けました。

②「発生源近傍及び集じん・排気装置排出口等における漏えい監視・管理のための測定方法」に、自動測定器によるリアルタイム測定として、粉じん相対濃度計、パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定器による測定を位置付けました。

(3) 今後の予定

今後、さらなる知見の集積や技術の向上に向けて、得られた測定結果の評価等も含め引き続き検討することとしています。

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について

(長野県からの周知依頼：原文掲載)

29 資第 174 号

平成 29 年 (2017 年) 9 月 4 日

一般社団法人長野県産業環境保全協会 御中

長野県環境部資源循環推進課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について (通知)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和 46 年政令第 300 号) の一部を改正する政令 (平成 27 年政令第 376 号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 (昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「規則」という。) の一部を改正する省令 (平成 29 年 6 月 9 日環境省令第 10 号) 並びに関連省令及び告示が公布され、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の指定並びに処理基準の強化、特別管理産業廃棄物である廃水銀等を排出する特定施設の追加等について平成 29 年 10 月 1 日から施行されることとなりました。

改正の主な内容は下記のとおりですので、その内容をご確認いただき、廃棄物の適正処理に努めていただきますようお願いいたします。

なお、下記第 1 の 2 に記載のとおり、水銀使用製品産業廃棄物を排出する者に対して新たな基準が適用されますので、ご注意ください。

記



第 1 改正の内容

1 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の指定（規則第 7 条の 2 の 4、第 7 条の 8 の 2 関係）

(1) 水銀使用製品産業廃棄物

水銀使用製品産業廃棄物とは、次の①～③に該当する製品が産業廃棄物となったものとされました。

- ① 下表に掲げるもの
- ② ①を材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品（下表の×印のあるものに係るものを除く。）
- ③ ①、②のほか、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品

表 水銀使用製品産業廃棄物

1 水銀電池		19 顔料	×
2 空気重鉛電池		20 ボイラ(二流体サイクルに用いられるものに限る。)	
3 スイッチ及びリレー(水銀が目視で確認できるものに限る。)	×	21 灯台の回転装置	
4 蛍光灯(冷陰極蛍光灯及び外部電極蛍光灯を含む。)	×	22 水銀トリム・ヒール調整装置	
5 HIDランプ(高輝度放電ランプ)	×	23 水銀抵抗原器	
6 放電ランプ(蛍光灯及びHIDランプを除く。)	×	24 差圧式流量計	
7 農業		25 傾斜計	
8 気圧計		26 周波数標準機	×
9 湿度計		27 参照電極	
10 液柱形圧力計		28 握力計	
11 弾性圧力計(ダイヤフラム式のものに限る。)	×	29 医薬品	
12 圧力伝送器(ダイヤフラム式のものに限る。)	×	30 水銀の製剤	
13 真空計	×	31 塩化第一水銀の製剤	
14 ガラス製温度計		32 塩化第二水銀の製剤	
15 水銀充満圧力式温度計	×	33 よう化第二水銀の製剤	
16 水銀体温計		34 硝酸第一水銀の製剤	
17 水銀式血圧計		35 硝酸第二水銀の製剤	
18 温度定点セル		36 テオシアン酸第二水銀の製剤	
		37 酢酸フェニル水銀の製剤	
		備考 19の項に掲げる水銀使用製品は、水銀使用製品に塗布されるもの限り×印に該当する。	

<参考> 水銀等が使用されていることが表示されている水銀使用製品

- ・ 日本語による標記（水銀）
- ・ 化学記号（Hg）
- ・ 英語による表記（mercury）
- ・ J-Moss 水銀含有マークのあるもの



J-Moss 水銀含有表示の一例

※J-Moss とは、電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法です。

(2) 水銀含有ばいじん等

水銀含有ばいじん等とは、次の①又は②に該当する廃棄物とされました。

- ① ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さい  
水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を当該ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さい 1 キログラムにつき 15 ミリグラムを超えて含有するもの
- ② 廃酸又は廃アルカリ  
水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を当該廃酸又は廃アルカリ 1 リットルにつき 15 ミリグラムを超えて含有するもの

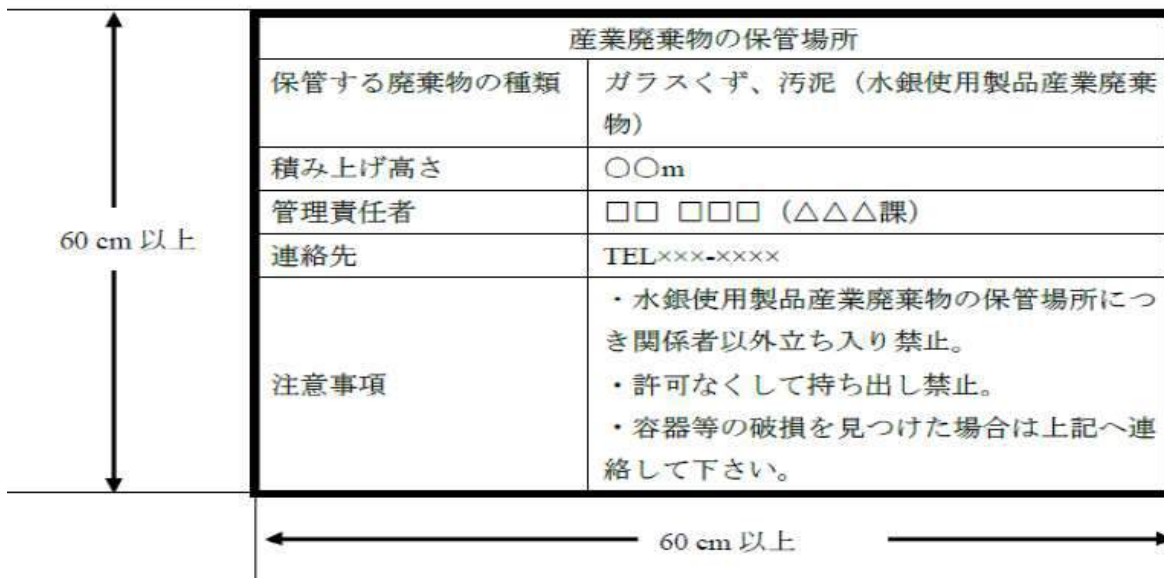
2 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に対する新たな措置等（規則第8条、第8条の4の2、第8条の20、第8条の21関係）

水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に対する処理基準及び水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等であることの情報を伝達することが追加されました。

(1) 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の保管場所に関する基準

排出事業者は、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が運搬されるまでの間、一般的な産業廃棄物保管基準に加え、以下の追加された基準に従い、生活環境の保全上支障のないように保管しなければなりません。

- ・保管場所の掲示板には、保管する産業廃棄物の種類に水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる旨を記載すること。
- ・保管の場所には、水銀使用製品産業廃棄物その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること（水銀使用製品産業廃棄物の場合に限る。）。



保管施設の掲示板の例

(2) 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等であることの情報の伝達

水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等であることの情報の伝達について以下の基準が追加されました。

- ・産業廃棄物の処分を委託する際、作成する委託契約書の委託する産業廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」が含まれること
- ・産業廃棄物管理票の交付の際には、廃棄物の種類の欄に「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」が含まれる旨、及びその数量を記載すること

なお、施行の際現に締結されている契約については、当該契約の更新までの間は、従前の例によることとし、次の更新の際は水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばい



## 第2 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置について

新たに特別管理産業廃棄物に指定された廃水銀等を生ずることとなった事業場を設置している事業者は、当該特別管理産業廃棄物に関する業務を適正に行わせるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の17に規定する資格（別紙参考資料を参照してください。）を有する特別管理産業廃棄物管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置かなければなりません。

なお、すでに管理責任者を置いている場合は、改めて管理責任者を置く必要はありません。

長野県環境部資源循環推進課廃棄物審査係 課長：丸山 良雄 担当：胡桃澤 博司 電 話：026-235-7164 防災無線：8-231-2826 FAX：026-235-7259 E-mail <a href="mailto:junkan@pref.nagano.lg.jp">junkan@pref.nagano.lg.jp</a>
---

# 公 募 情 報

## 第21回「環境コミュニケーション大賞」募集

環境コミュニケーション大賞は、優れた環境報告書等を表彰することで、事業者を取り巻く関係者との環境コミュニケーションを促進することにより環境への取組が一層活性化することを目的に環境省及び（一財）地球・人間環境フォーラムが主催する制度です

- 【主催】 環境省、一般財団法人地球・人間環境フォーラム  
【協賛】 一般社団法人サステナビリティ情報審査協会  
【協力】 一般財団法人持続性推進機構、日本公認会計士協会  
【後援】 株式会社東洋経済新報社、一般財団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、株式会社日本取引所グループ

### 1 表彰部門・賞の種類

#### 環境報告書部門

- 大賞 環境報告大賞、持続可能性報告大賞、地球温暖化対策報告大賞
- 優秀賞 環境報告優秀賞、地球温暖化対策報告優秀賞他4優秀賞
- 環境配慮促進法特定事業者賞
- 優良賞

#### 環境活動レポート部門

- 大賞
- 優秀賞
- 優良賞
- 【新設】新人賞

### 2 募集対象

#### (1) 環境報告書部門

平成28年11月から平成29年10月までに発行された「環境報告書（環境・社会報告書、持続可能性報告書、CSR報告書等も含む）」。工場、事業場、支店等のサイト単位のものも応募できる。

#### (2) 環境活動レポート部門

エコアクション21認証・登録をした事業者が、平成28年11月から平成29年10月までに発行した環境活動レポートのうち、レポート対象期間が1年以上あるもの。

### 3 応募資格

#### (1) 環境報告書部門及び環境活動レポート部門

特に制限なし。自治体や学校等で作成したもの、工場、事業場、支店等のサイト単位のものも応募可能。

### 4 応募期限

平成29年11月2日（木）当日消印有効

### 5 選考基準、詳細、その他

環境省ホームページで確認してください

<http://www.env.go.jp/press/104618.html>

### 6 結果発表

平成30年2月

### 7 応募申込書（募集要項）請求先・問い合わせ先

第21回環境コミュニケーション大賞事務局

（株式会社ダイナックス都市環境研究所 内）

担当 小池、北本、鈴木、佐久間

〒150-0003 東京都港区新橋 2-11-5TKK 西新橋ビル 3F

TEL 03-3580-8221 Fax 03-3580-8265 E-mail [eco-com20@dynax-eco.com](mailto:eco-com20@dynax-eco.com)

## 協会実施・参加事業報告

☆信州環境フェア2017に参加しました！

【主催】信州環境フェア実行委員会

【会場】ビッグハット（長野市）

【日時】7月29日（土）・30日（日）

【概要】実行委員会構成団体として運営に参加しました。来場者は二日間で8,546人（昨年6,634人）でした。

☆青少年のための科学の祭典2017長野大会に出展！

【主催】長野大会実行委員会・（公財）日本科学技術振興財団

【会場】信州大学長野（教育）キャンパス（長野市）

【日時】8月5日（土）・6日（日）

【概要】環境を守る会社の取り組みをテーマに「水の汚れを食べる微生物を見てみよう」の体験展示と温室効果ガス排出削減に有効な環境マネジメントシステムエコアクション21のパネル展示を出展しました。来場者は二日間で2,100人でした。

☆製品含有化学物質規制対応研修会を開催しました！

【主催】当協会

【会場】長野県工業技術総合センター精密・電子・航空技術部門（岡谷市）

【日時】9月13日（水）・14日（木）

【参加者】49人

【概要】長野県の後援、長野県電子工業技術研究会の協賛を得て、産業環境管理協会の松浦哲也技術参与を講師として、今回は、基礎的コースと中上級コースに日を分けて実施しました。

## 協会からのお知らせ

協会ホームページ（<http://www.alps.or.jp/nasankan/>）は5月から、エコアクション21長野産環協のホームページ（<http://www.alps.or.jp/nasankan/ea21nasa/>）は9月から新しくなりました。

# 10年継続事業者様感謝状・記念品贈呈式

EA21 フォローアップセミナー 基礎コース 同時開催

昨年、発効したパリ協定に見られますように、世界各国が協力して地球温暖化防止に取り組む時代となりました。このような背景のもと、エコアクション21ガイドラインは改訂され、事業者にとりましては活動の自由度が広がり、事業者の置かれた状況等を考慮の上、目標や活動計画を設定できることとなります。

そこで、エコアクション21ガイドラインをもう一度振り返りながら、今回の改訂を日々の活動に活かしていただく方法を知る機会として、下記のようなセミナーを計画しました。経営者の方々はもちろんのこと、新たにエコアクション21の担当になられた方、もう一度エコアクション21の基本を学びたい方、エコアクション21を日頃の活動に活かしたい方などの積極的なご参加をお勧めいたします。

＊認証・登録済みの事業者はもちろんのこと、これからエコアクション21に取り組む予定の事業者及び現在、認証・登録に向けて活動中の方々にもご参加いただけます。

## 1. と き、と ころ

平成 29 年 11 月 6 日（月） 13 時 30 分～16 時 20 分

松本市 長野県松本合同庁舎（松本市大字島立 1020） 5 階 502 号会議室

## 2. プログラム

13:30	エコアクション21 認証・登録 10 年継続事業者様への感謝状・記念品贈呈式 ・ 感謝状・記念品贈呈 ・ 事例発表 「エコアクション21 この 10 年の取り組み」	
14:20	10 年継続事業者様 株式会社セルコ 代表取締役 小林 延行 氏	
14:25 ～ 15:00	・ エコアクション21 ガイドラインの要点 ・ 2017 年版改定概要	講師 エコアクション21 審査人 中村 秋男 氏
情報交換（コーヒーブレイク）		
15:30 ～ 16:20	・ 審査資料及び環境活動レポート作成のポイント ・ 全社で動ける仕組みとは？	講師 エコアクション21 審査人 中村 秋男 氏

3. 定員 **40 名**

4. 受講料 **無料**

主催：（一社）長野県産業環境保全協会（EA21 地域事務局長野産環協）

共催：長 野 県 （一財）持続性推進機構(IPSuS)

## 5. 申し込み方法

参加ご希望の方は後記の申込書に必要事項を記入の上、11月1日（水）までに下記へ FAX 又は Email にてお申し込み願います。（受講料 無料）

〒380-0936

長野市中御所岡田 131-10

（一社）長野県産業環境保全協会 講習会係あて

Tel 026-228-5886

Fax 026-228-5872

E-mail ea21nasa@valley.ne.jp

切り取らずに fax して下さい。

平成 29 年 月 日

### EA21 フォローアップセミナー 基礎コース参加申込書

（一社）長野県産業環境保全協会 講習会係 御中（Fax 026-228-5872）

企業・団体名 \_\_\_\_\_

所在地 〒 \_\_\_\_\_

Tel \_\_\_\_\_

Fax \_\_\_\_\_

参加者氏名	所 属

質問・要望： 当日取り上げて欲しい話題等ありましたら、お書き下さい。

---

---

---

\* 受講票等発行致しませんので、当日会場にお越しください。





おいしいは  
やさしい



食物繊維がとれるサラダとおかず



MISUZU

株式会社みすずコーポレーション

本社・工場／〒380-0922 長野市若里1606 TEL.026-226-1671(代) 拠点／東京・名古屋・大阪・長野・広島・札幌・仙台・岡山・四国・福岡

## 高品質への 近道を 知っています。

小さな集積回路を支える  
超精密な特殊加工技術。  
それが、不二越機械工業の  
オリジナルテクノロジーです。  
シリコンウェーハ用  
「ポリッシングマシン」をはじめ、  
当社が磨き上げた高度な技術力は  
半導体をはじめとする最先端産業で  
厚い信頼をいただいています。



●半導体加工装置の専門メーカー

次世代技術のナビゲーター  **不二越機械工業株式会社**

長野市松代町清野1650 TEL.026-261-2000(代表)  
<http://www.fmc-fujikoshi.co.jp>